

## 国立大学法人室蘭工業大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針

令和4年3月31日  
最高管理責任者決定

国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則第3条第2項に掲げる不正防止対策の基本方針については、次のとおりとする。

- 1 最高管理責任者のリーダーシップの下、本学の組織風土に合った実効性のある不正防止対策を策定し、実施する。
- 2 コンプライアンス教育及び啓発活動を通じ、構成員の不正防止に向けた意識の向上を図り、不正を起こさせない組織風土を形成する。
- 3 日頃より教員と事務職員あるいは教員組織と事務組織が互いに信頼する関係を維持し、不正を未然に防ぐための努力を行う。